

Ⅲ 許可後に必要な手続 (変更届・廃業届等)

許可について

許可の有効期間は5年間です。引き続き、建設業を営もうとする場合は、許可の満了する日の30日前までに更新の申請をしなければなりません。

変更届について

申請事項に変更があった場合には、その都度、変更届を提出しなければなりません(P74～77「(1) 変更届」を参照してください。)

なお、変更事項ごとに、届け出るべき期間が定められています。各種変更届の提出が遅れた場合は、法に基づく罰則がありますので御注意ください。

廃業届について

法第12条に記載された事項に該当するときは、法で定められた期限内に廃業届を提出しなければなりません(P77「(2) 廃業届」・P92～93「3 廃業等の届出」を参照してください。)

標識の掲示について

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに標識を掲示しなければなりません(P94「4 標識の掲示」を参照してください。)

変更届、廃業届の提出部数

●東京都知事許可

正本・副本・電算入力用紙 各1部

※電算入力用紙とは、次のものをいいます。

—入力事項の記入該当事項(□カラムに書き込む事項)があった場合のみ提出—

- ・変更届出書(様式二十二号の二第一面・第二面)の写し
- ・経營業務の管理責任者証明書(様式第七号)の写し
- ・専任技術者証明書(様式第八号)の写し
- ・国家資格者等・監理技術者一覧表(様式第十一号の二)の写し
- ・届出書(様式第二十二号の三)の写し
- ・廃業届(様式第二十二号の四)の写し
- ・健康保険・厚生年金・雇用保険の加入を証明する資料(様式二十号の三)の写し

●国土交通大臣許可

正本・写し(本社控え分) 各1部

1 変更届、廃業届の提出 ――法第11条、第12条――

許可を受けた後、下表のNo.1～15に該当する変更事項があった場合は、変更届出書、廃業届出書を速やかに提出してください。提出がない場合、罰則規定（建設業法第50条等）があります。

また、必要な届出のない状態では般・特新規申請、追加申請、更新申請はできません。

提出に当たっては、必要な書類（添付書類・確認資料等）がそろっているか、下表を確認願います。

※申請者が法人の場合には当該法人番号を記入しますが、確認資料として法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイト（<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）で検索された画面コピーを提示してください（平成30年度から、No.15決算報告の際は不要です）。

《留意事項》

- 添付書類及び確認資料で発行日のあるものは、発行日から3か月以内のものを提出してください。（納税証明書、閉鎖謄本は除く）
- 届出者印を変更した場合は、印鑑証明書を併せて提出してください。
- 大臣許可の変更届の場合、届出に関する確認資料は関東地方整備局へ直接郵送してください（大臣許可の場合の確認資料は「建設業大臣許可申請（変更届）などの確認資料について」（国土交通省関東地方整備局ホームページに掲載）を参照願います。）。
- 下表に掲げた確認資料は、一般的なケースで最低限必要とされるものです。提出された資料で確認ができない場合は、更に他の確認資料が必要となります。
- 提出書類のとじ方については、P21「3 提出書類のとじ方」を参照してください。

(1) 変更届

※様式名に「入力」と記載のあるものは電算入力用に正本・副本以外にコピーを1部添付

※「別とじ」欄の様式類は「別とじ用表紙」（P22参照）を付けて本冊とは別にとじること。

No.	変更事項		様式番号・添付書類		確認資料・備考	届出期間
1	商号	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） 入力		●印鑑証明書（印を変えない場合も提出のこと。）	変更後 30日以内
		別とじ	②商業登記に関する証明書（P76 注1） ※資本金、役員等が変わっている場合は、変更時期の確認のため、旧法人の閉鎖登記簿謄（抄）本等も必要			
2	営業所の名称（P76 注2）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力 ②十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表			
3	営業所の所在地・電話番号・郵便番号（P76 注3）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力 ※主たる営業所に係る変更のみの場合、第二面は不要		●営業所の確認資料（P50～52を参照） ●住民票（個人の場合）	
		別とじ	②商業登記に関する証明書（P76 注1） ※従たる営業所の所在地が変更になる場合で支店が登記されていない場合、②は不要			
4	営業所の新設	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力		●上記No.3と同様 ●No.11、No.13に係る届出も併せて提出	
		別とじ	②商業登記に関する証明書（P76 注1） ※支店が登記されていない場合、②は不要			
5	営業所の廃止	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力 ②十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（P76 注4）		●No.13に係る届出も同時に提出	
6	営業所の業種追加（P76 注5）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力		●No.13に係る届出も同時に提出	
7	営業所の業種廃止（P76 注6・注7）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力		●No.13に係る届出も同時に提出	
8	資本金額	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） 入力			
		別とじ	②十四号 株主調書（P40参照） ③商業登記に関する証明書（P76 注1）			
9	役員等 (1)就任（P76 注8）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②別紙一 役員等の一覧表（P26参照） ③六号 誓約書		●役員等氏名一覧表（P57参照）就任した者及び法定代理人を記入 ●登記されていないことの証明書又は医師の診断書、身分証明書（P54～56参照・P77 注9）について、新たに就任した役員、法定代理人全員分（顧問、相談役、株主等は除く）	
		別とじ	④十二号 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（就任した者について。ただし、就任した者が未成年の場合はその法定代理人についても提出すること） ⑤商業登記に関する証明書（P76 注1）			

No.	変更事項		様式番号・添付書類		確認資料・備考	届出期間
9	役員等	(2)辞(退)任 (P77 注10)	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②別紙一 役員等の一覧表（P26参照）	●辞（退）任する役員が経營業務の管理責任者（又は専任技術者）の場合は、No.12、No.13の届出も同時に提出	
			別とじ	③商業登記に関する証明書（P76 注1）		
		(3)代表者（申請人）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） 入力 ②別紙一 役員等の一覧表（P26参照）	●届出者印を変更した場合、印鑑証明書	
			別とじ	③商業登記に関する証明書（P76 注1）		
		(4)氏名（改姓・改名）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②別紙一 役員等の一覧表（P26参照）		
			別とじ	③商業登記に関する証明書（P76 注1）		
10	支配人（個人の許可のみ）	(1)新任	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②六号 誓約書 ③十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	●新任の者について登記されていないことの証明書又は医師の診断書、身分証明書（P54～56・P77 注9） ●新任・前任の者について経營業務の管理責任者である場合、P83参照 ●役員等氏名一覧表（P57参照。就任した者のみ記入）	変更後30日以内
			別とじ	④十三号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 ⑤商業登記に関する証明書（P76 注1）		
		(2)退任	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面）		
			別とじ	②商業登記に関する証明書（P76 注1）		
		(3)氏名（改姓・改名）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面）		
			別とじ	②商業登記に関する証明書（P76 注1）		
11	建設業法施行令第3条に規定する使用人	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②六号 誓約書 ③十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	●新任の者についてP50参照 登記されていないことの証明書又は医師の診断書、身分証明書（P54～56・P77 注9） ●前任（退任）の者についてP83「変更前の者」参照 ●役員等氏名一覧表（P57就任した者のみ記入）	変更後2週間以内	
		別とじ	④十三号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書			
12	経營業務の管理責任者	(1)変更・追加	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②別紙一 役員等の一覧表（P26参照）	●新任の者について ●前任の者についていずれもP83参照	
			別とじ	③七号 経營業務の管理責任者証明書 入力 ④七号別紙 経營業務の管理責任者の略歴書		
		(2)削除（一部廃業に伴う届出）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②別紙一 役員等の一覧表（P26参照）		
			別とじ	③二十二号の三 届出書 入力		
		(3)氏名（改姓・改名）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②別紙一 役員等の一覧表（P26参照）	●商業登記に関する証明書（P76 注1）	
			別とじ	③七号 経營業務の管理責任者証明書 入力		
13	専任技術者	(1)区分 様式第八号の区分（項番61） 2、3、4、5に当たる変更（P77 注11）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②別紙四 専任技術者一覧表（P27参照）	●新任の者について ●前任の者についていずれもP87参照	

No.	変更事項		様式番号・添付書類		確認資料・備考	届出期間
13	専任技術者	(1)区分 様式第八号の区分(項番61) 2、3、4、5に 当たる変更 (P77 注11)	別とじ	③八号 専任技術者証明書 ④技術者の要件を証する書面 (下記ア～オのうち、該当するものを添付) 詳細についてはP18～19(摘要や注についてもよく確認すること。)及びP36～37、P58～65を参照 ア 修業(卒業)証明書 イ 資格認定証明書の写し(原本提示) ウ 九号 実務経験証明書 エ 十号 指導監督的実務経験証明書 オ 監理技術者資格者証の写し		
			本冊	①二十二号の二変更届出書(第一面) ②別紙四 専任技術者一覧表(P27参照)	●一部廃業(P77(2) No.2、3)、営業所の廃止(No.5)、又は営業所の業種廃止(No.7)のいずれかに係る届出も同時に行う。	
		別とじ	③二十二号の三 届出書			
		(3)氏名(改姓・改名) (P77 注12)	本冊	①二十二号の二変更届出書(第一面) ②別紙四 専任技術者一覧表(P27参照)		●戸籍抄本、住民票等(氏名の変更を確認できるもの)
			別とじ	③八号 専任技術者証明書 (項番61の区分3、4が必要)		
14	国家資格者等・監理技術者	様式第十一号の二の区分(項番71)の3、4、5に 当たる各変更 (P77 注13)	別とじ	①十一号の二国家資格者等・監理技術者一覧表 ②技術者の要件を証する書面(P77 注14) (下記ア～オのうち、該当するものを確認資料へ添付) 詳細についてはP36～37、58～65を参照 ア 修業(卒業)証明書 イ 資格認定証明書の写し ウ 九号 実務経験証明書 エ 十号 指導監督的実務経験証明書 オ 監理技術者資格者証の写し	P50(5) 参照	P77 注15
15	決算報告 (P77 注16)		本冊	①別紙8 変更届出書 ②二号 工事経歴書 ③三号 直前3年の各事業年度における工事施工金額 ④法人: 十五号、十六号、十七号、十七号の二財務諸表 十七号の三附属明細表(株式会社で、資本金が1億円を超える、又は貸借対照表上の負債合計が200億円以上の場合のみ。) 個人: 十八号、十九号 財務諸表(P77 注17) ⑤事業報告書(特例有限会社を除く株式会社のみ。) ⑥四号 使用人数(変更のあったときのみ。) ⑦十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(変更のあったときのみ。) ⑧定款(変更のあったときのみ。) ⑨健康保険等の加入状況(変更のあったときのみ)		事業年度終了後4か月以内
			別とじ	⑩納税証明書(P77表参照)		

(注1) 商業登記に関する証明書については、登記事項全部証明書、履歴事項全部(一部)証明書、閉鎖登記簿謄(抄)本・閉鎖事項全部(一部)証明書又は登記事務がコンピュータ化されていない登記所においては商業登記簿謄(抄)本など数種類あります。それらを併せて提出することが必要な場合もありますので、自身の届け出る変更事項に係る記載がされていることを確認してから提出してください(例: 役員(持分会社の業務執行社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役又は法人格のある各種の組合等の理事等をいう。)辞任・退任の場合、当該役員の氏名及び辞任・退任の日付が記載されているかを確認)。
※インターネット「登記情報サービス」から提供する登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないので不可とします。

※登記対象外の者(顧問・相談役等)の変更については、商業登記に関する証明書は不要です。

(注2) 営業所の名称変更の場合は、「旧営業所の廃止」及び「新営業所の追加」としての取扱いとなりますので、変更届出書(第二面)は、廃止で1枚・新設で1枚の計2枚必要です。

(注3) 事実上の所在地の変更を伴わず、登記上の所在地の変更にとどまる場合でも変更届の提出が必要です。

(注4) 営業所の廃止に伴い、主たる営業所のみになる場合には、不要となります。

(注5) 法人(個人)として新たな業種を追加する場合は、P18～19を参照してください。

(注6) 法人(個人)として現在許可を有している業種を廃止する場合は、全部廃業又は一部廃業となるので、P77、92～93を参照してください。

(注7) 一部廃業に伴い、建設業を営む従たる営業所の業種の一部が廃止となる場合には、様式第二十二号の二(第一面・第二面)による届出が必要です。

(注8) 執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長の変更、代表取締役の住所変更については、届出の必要はありません。協同組合等の場合は、役員名簿(東京都産業労働局の受付印のあるもの)を提出してください。

- (注 9) 「登記されていないことの証明書」、「医師の診断書」及び「身分証明書」については、知事許可の場合は、本冊とは別に確認資料へとじてください。大臣許可の場合は、誓約書の後につづり込んで提出願います。
- (注 10) 「退任」とは、株式会社において、任期満了に伴い取締役をやめることです。会社法の施行により、取締役の任期は原則として 2 年となりますが、公開会社ではない株式会社（株式譲渡制限会社など）については、定款で定めることにより最長 10 年まで延ばすことができます。また、委員会設置会社の取締役の任期は原則 1 年です。
- (注 11) №13 の区分（項番 61）の 2、3、4、5 とは、それぞれ次のような場合を意味します。
「2」担当業種又は有資格区分の変更 「3」追加（交替するときの新任者のこと。）
「4」交替に伴う削除（交替するときの前任者のこと。） 「5」配置される営業所（のみ）の変更
- (注 12) 氏名変更が必要な資格認定証明書をお持ちの場合には、適宜手続を行うことが必要です。氏名変更手続を行った場合、以降の申請手続等においては、改姓・改名後の資格認定証明書の写し（原本確認）を提出してください。
- (注 13) №14 の区分（項番 71）の 3、4、5 とは、それぞれ次のような場合を意味します。
「3」有資格区分の変更 「4」技術者の追加 「5」技術者の削除
- (注 14) 有資格区分の変更（ある者の資格区分が増えた場合）の場合には、記入した資格の全てについての確認資料ではなく、増えた資格についての確認資料を添付してください。
- (注 15) 届出期間にかかわらず、変更が生じた場合には速やかに提出してください。
- (注 16) ②、③、⑥、⑦の記入方法はそれぞれ P28～31、37 を参照してください。
- (注 17) 平成 25 年 4 月 1 日に財務諸表が改正されました（株主資本等変動計算書、注記表）。平成 24 年 4 月 1 日以降に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき財務諸表について適用されます。注記表は、該当しない項目であっても削除しないでください。株式譲渡制限会社の場合で、記載が必要な項目に該当がない場合には「該当なし」と記載してください。

許可区分			証明書の種類	発行機関	備 考
知事	法人		法人事業税 納税（課税）証明書	都税事務所	
	個人	事業税の課税額のあるもの	個人事業税 納税（課税）証明書（※都税事務所と税務署の年度表記は異なります。） (例) 平成30年度の決算変更届を提出する場合、 都税事務所→「平成31年度」 税務署→「平成30年分」 と表記されたものがが必要です。	都税事務所 ----- 税務署	納税証明書が発行されてから変更届出をしてください。 8 月半ばまでに提出する場合は申告所得税の「納税証明書（その 2）」（摘要欄に「事業所得金額」の記載があるもの）を添付してください。
		事業税非課税	申告所得税の納税証明書（その 2）	税務署	摘要欄に「事業所得金額」の記載があるもの
大臣	法人		法人税納税証明書（その 1）	税務署	
	個人		申告所得税納税証明書（その 1）	税務署	

(2) 廃業届

廃業等の届出要件については、P92参照

No.	変更事項	様式番号・添付書類	確認資料	届出期間
1	全業種の廃業	①二十二号の四届出書（P93参照） 入力		廃業後 30 日以内
2	一部業種の廃業（知事許可で、営業所が主たる営業所のみの場合）	①二十二号の四届出書（P93参照） 入力 ②二十二号の二変更届出書（第二面） 入力 ※（1）変更届の№13（P75）に係る届出も同時に提出 ※専任技術者の担当する業種の状況により作成する様式が異なります。P86～87参照		
3	一部業種の廃業（大臣許可、都知事許可で主たる営業所以外の営業所がある場合）	①二十二号の四届出書（P94～96参照） 入力 ②二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力 ※（1）変更届の№13（P75）に係る届出も同時に提出 ※専任技術者の担当する業種の状況により作成する様式が異なります。P86～87参照		

(1) 変更届出書 (第一面)

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

②届出事項欄の記載例 ※変更する事項によって添付書類が異なるため注意(P74～77)

③入力事項欄の記載例 ※②で変更のあった項目に対応する事項のみ記入

– 78 –

(2) 従たる営業所の変更に係る変更届出書（第一面・二面）の記載例

①営業所の所在地変更する場合の記載例

（第一面）

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の所在地	立川市泉町1078	立川市泉町92	元.11.30	立川営業所

（第二面）

※営業所の確認資料（案内図・写真等）が必要 P51～52参照

区 分	項番 812	大臣 知事コード	2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更	3. 従たる営業所 の新設	4. 従たる営業所 の廃止
許可番号	項番 8213	国土交通大臣 知事許可（特-30）	第0999999号	許可年月日 平成30年04月30日	
◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】 (従たる営業所)					
フリガナ タチカワエイギョウシヨ					
従たる営業所の 名称	84	3	5	10	15
立川営業所					
内 容	85	3	5	10	15
従たる営業所の 所在地市町村	86	3	5	10	15
東京都					
立川市					
郵便番号	87	3	5	10	15
190-0015					
電話番号	88	3	5	10	15
042-543-4567					

②営業所を新設する場合の記載例

（第一面）

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の新設	—	日野営業所	元.11.30	日野営業所
建設業法施行令 第3条に規定する 使用人	—	東京 花子	元.11.30	日野営業所
専任技術者	—	東京 花子	元.11.30	日野営業所

（第二面）

※営業所の確認資料（案内図・写真等）が必要 P51～52参照

区 分	項番 813	大臣 知事コード	2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更	3. 従たる営業所 の新設	4. 従たる営業所 の廃止
許可番号	項番 8213	国土交通大臣 知事許可（特-30）	第0999999号	許可年月日 平成30年04月30日	
◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】 (従たる営業所)					
フリガナ ヒノエイギョウシヨ					
従たる営業所の 名称	84	3	5	10	15
日野営業所					
内 容	85	3	5	10	15
従たる営業所の 所在地市町村	86	3	5	10	15
東京都					
日野市					
郵便番号	87	3	5	10	15
191-0031					
電話番号	88	3	5	10	15
042-599-9876					
営業しようとする建設業	88	1			
土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解					

（注）専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人についても提出が必要（P75参照）

③営業所を廃止する場合の記載例

(第一面)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の廃止	東大和営業所	—	元,11,30	東大和営業所
建設業法施行令第3条に規定する使用人	宮城 誠	—	元,11,30	東大和営業所
専任技術者	宮城 誠	—	元,11,30	東大和営業所

(注) 営業所自体を廃止する場合は、届出事項に業種廃止の詳細の記入は不要。

(第二面)

区 分	項番 8 1 4	大臣 知事コード	2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更	3. 従たる営業所 の新設	4. 従たる営業所 の廃止
許可番号	項番 8 2 1 3	国土交通大臣 知事	許可(一般-30)第099999号	許可年月日 平成30年04月30日	
◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】					
(従たる営業所)					
フリガナ ヒガシヤマトエイギョウシヨ					
従たる営業所の 名	8 4	3 5 10 15 20	東大和営業所		
従たる営業所の 所在地市区町村 コード	8 5	3 5 10 15 20	東京都 日野市		
従たる営業所の 所在地	8 6	3 5 10 15 20	蔵敷1-2-3		
郵便番号	8 7	3 5 10 15 20	207-0032 電話番号 042-563-3210		
営 業 と す る 建 設 業	8 8	3 5 10 15 20 25 30	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般 2. 特定)		
変更前					

(注) 専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人についても届出が必要 (P75~76参照)

④営業所の名称変更の場合の記載例

(第一面) ※P76 (注2) 参照

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の名称	多摩営業所	多摩支店	元,11,30	多摩支店

(第二面)

(従たる営業所)					
フリガナ タマシテン					
従たる営業所の 名	8 4	3 5 10 15 20	多摩支店		
従たる営業所の 所在地市区町村 コード	8 5	3 5 10 15 20	東京都 多摩市		
従たる営業所の 所在地	8 6	3 5 10 15 20	唐木田1234		
郵便番号	8 7	3 5 10 15 20	206-0035 電話番号 042-376-5432		
営 業 し よ う と す る 建 設 業	8 8	3 5 10 15 20 25 30	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般 2. 特定)		
変更前					

⑤営業所の業種追加の場合の記載例

(第一面)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業	元,11.30	杉並営業所
	業種は全業種を記載	造園工事業	元,11.30	杉並営業所
専任技術者	東京 太郎	東京 太郎	元,11.30	杉並営業所

(第二面)

区 分	項番	2	2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更			3. 従たる営業所 の新設			4. 従たる営業所 の廃止		
許 可 番 号	項番	13	国土交通大臣 知事 許可 (一般-30)			第099999号			許可年月日 平成30年04月30日		
◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】											
(従たる営業所)											
フリガナ スギナミエイギョウシヨ											
従たる営業所の 名 称	項番	4	杉	並	学	業	所				
内 容	営業しよう とする建設業	項番	88	1							
	変更前	項番	1								

(注) 専任技術者についても届出が必要 (P75~76参照)

⑥営業所の業種廃止の場合の記載例

(第一面)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の業種の廃止	建築工事業	建築工事業	元,11.30	足立営業所
	業種は全業種を記載	造園工事業	元,11.30	足立営業所
専任技術者	田中 三郎	—	元,11.30	足立営業所
専任技術者	佐藤 二郎	建設 花子	元,11.30	足立営業所

(第二面)

区 分	項番	2	2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更			3. 従たる営業所 の新設			4. 従たる営業所 の廃止		
許 可 番 号	項番	13	国土交通大臣 知事 許可 (一般-30)			第099999号			許可年月日 平成30年04月30日		
◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】											
(従たる営業所)											
フリガナ アダチエイギョウシヨ											
従たる営業所の 名 称	項番	4	足	立	学	業	所				
内 容	営業しよう とする建設業	項番	88	1							
	変更前	項番	1								

(注) 専任技術者についても届出が必要 (P75~76参照)

⑦営業所の令3条の使用人・専任技術者を変更する場合の記載例

(第一面)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
建設業法施行令 第3条に規定する 使用人	松尾 博	中野 忍	元,11.30	東村山支店
専任技術者	建設 花子	佐藤 二郎	元,11.30	中野営業所

(3) 経營業務の管理責任者証明書（変更） ※証明者ごとに作成してください。

様式第七号（第三条関係）

（用紙A4）

0 0 0 0 2

経營業務の管理責任者

証明者が証明できる建設業の種類を記入

（1） 下記の者は、（土）（建）（国） 工事業に關し、次のとおり経營業務の管理責任者としての経験を有する者であることを証明する。

役職名等 取締役 ← 代表取締役、取締役、事業主、支配人等の役職を記入

経験年数 平成8 年 4 月から 30 年 3 月まで 満 21 年 11 月

証明者と被証明者の関係 役員

備考

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主。
（注）法人における経験を証明するに当たり、正当な理由により、この方法によることができない場合は「備考」の欄に理由を記載して、当該事実を証明できる他の者（当時の取締役、本人が証明。その場合には証明のため実印を押印し、取締役の場合は当時の閉鎖簿本と印鑑証明書、本人の場合は印鑑証明書が必要）の証明を得ること（印鑑証明書は発行後3か月以内のもの）。個人事業主の経験を自己証明する場合は、法人での経験を本人が証明する場合に準ずる（発行後3か月以内の、本人の印鑑証明書が必要）。

証明者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印
（注）原則として法令様式のため印が必要。ただし、追加・股特新規・更新・変更において既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、申請者及び経營業務の管理責任者と証明者が異なる場合のみ証明者の欄の押印を省略することができる（H20.10.8 建設業法施行規則の一部を改正する省令から。提出済の証明書のコピー添付は不可）。なお、申請者の欄は新たに記載・押印してください。

令和 年 月 日

東京都新宿区西新宿2-8-17
東京建工株式会社
代表取締役 大森 建司

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印

（2） 下記の者は、許可申請者（の常勤の役員）で建設業法第7条第1号（イ）に該当する者であることに相違ありません。

申請者が法人の場合
申請者が個人の場合
申請者が個人で支配人を置いている場合

不要なものを消す
該当しない方を消す

申請者 届出者

東京都新宿区西新宿2-8-17
東京建工株式会社
代表取締役 大森 建司

2：変更

申請又は届出の区分 1 7 2 （1. 新規 2. 変更 3. 経營業務の管理責任者の追加 4. 経營業務の管理責任者の更新等）

変更又は追加の年月日 令和 年 月 日

変更した日付を記入

右詰めで記入
左余白は必ず「0」で埋める。
新規申請の場合は不要

該当する方を記入 → 東京都 大森 知事

許可番号 1 8 1 3

大臣→00
都知事→13

国土交通大臣 許可（特-30）第 0 9 9 9 9 9 号

記

許可年月日 平成 11 年 0 3 月 0 4 日

令和 3 年 0 4 月 1 3 日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入

該当しない方を消す

◎【新規・変更後・経營業務の管理責任者の追加・経營業務の管理責任者の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ヤ マ

氏名 2 0 山 田 芳

住所 東京都大田区〇〇3-5-5

住民票と住所が異なる場合は現住所を記入（P47参照）

法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は住民票の字で記入。
ただし、専任技術者（又は国家資格者等・監理技術者）を兼ねていて国家資格・卒業資格がある場合は、資格証明書・卒業証明書の字で記入

※前任者（変更前の者）の情報の記入を忘れないこと

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 1 春日 武男

生年月日 S 1 4 年 1 0 月 1 0 日

備考
経營業務の管理責任者の略歴については、別紙による。

（注）同時に「別紙一 役員等の一覧表」（P26参照）、「経營業務の管理責任者の略歴書」（P33参照）、「変更届出書」（P78参照）を提出してください。

※確認資料は「申請書類」と「別とじ」とは分けて提出してください。(P21参照)

経營業務の管理責任者の確認資料 (下記の資料で確認できない場合は、他の確認資料が必要になります。)	
変 更 後 の 者	チェック欄 〔現在の常勤を確認するもの〕 ☐ 1 住民票（抄本で可。マイナンバーの記載のない発行後3か月以内のもの。本籍地の記載不要） 遠隔地（通勤時間がおおむね片道2時間以上）の場合は、更に確認資料が必要です。 現住所が住民票と異なる場合は、現住所が確認できる資料も必要です。 ☐ 2 健康保険被保険者証の写し（社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証） ☐ 3 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤を確認するため、2に加えて以下の順でいずれかの資料が必要です。なお、必要に応じ補充資料を求める場合があります。 ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し <u>（原本提示）</u> イ 住民税特別徴収税額通知書（徴収義務者用）の写し <u>（原本提示）</u> ウ 確定申告書 { 法人においては、表紙と役員報酬明細の写し <u>（原本提示）</u> 個人においては、第一表と第二表の写し <u>（原本提示）</u> ※さらに、その他の書類も併せて提出していただくことがあります。 エ その他、常勤が確認できるもの（例：工事台帳や日報等毎日業務していることが分かるもの） なお、出向の場合は別途確認資料が必要です。個別に相談してください。 〔過去の経営経験を確認するもの〕 ☐ 4 役員名及び経験年数を証明するもの ア 法人の役員（P8参照）にあつては、登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等（期間分） ※インターネット「登記情報サービス」から提供する登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないので不可とします。 イ 建設業法施行令第3条に規定する使用人にあつては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書の写し <u>（原本提示）</u>（P49 注1） ウ 個人にあつては、期間分の確定申告書の写し <u>（原本提示）</u>（受付印押印のもの） ☐ 5 法第7条第1号イ又はロの期間を証明するものとして次のいずれか ア 建設業許可通知書の写し イ 業務内容が明確に分かる工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し <u>（期間通年分の原本提示）</u>（P49 注2） ※請求書、押印のない工事請書、原本が電子データやFAXで送付された注文書等には、入金を確認できる資料 <u>（原本提示）</u> が必要です（その際、請求書と入金確認資料の写しををセットにしてお持ちください）。 ウ 大臣特認の場合はその認定証の写し <u>（原本提示）</u>
変 更 前 の 者	変更後の者と変更前の者との間で、その在職が継続されていなければなりません。変更時点での常勤性を証明するものとして以下のものが必要です。 ☐ 1 変更前の者が在職していれば、健康保険被保険者証の写し（社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証）。変更前の者が退職等していれば、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の写し（国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証の場合はその写し） ☐ 2 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤を確認するため、1に加えて上記の3のア～エの順でいずれかの資料が必要となります。 なお、出向の場合は別途確認資料が必要です。個別に相談してください。

(4) 専任技術者証明書（変更） ※P85の「共通の注意事項」も必ずご参照ください

①共通部分の記載例

様式第1 (用紙A4) 00003

記載する専任技術者の担当する建設業種が、
 一般建設業のみ：下段を消す
 特定建設業のみ：上段を消す
 一般・特定の両方に該当する場合：消さない

専任技術者証明書（新規・変更） 届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印

(1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
 (2) 下記のとおり、専任の技術者の「追加」の場合は「3」、※業種追加申請に伴う専任技術者の追加は「1」となるため混同に注意
 「削除」の場合は「4」
 「業種・区分変更」の場合は「2」
 「営業所変更」の場合は「5」

「申請者」を消す
 申請者 届出者 東京都新宿区西新宿2-8-17 東京建工株式会社 代表取締役 大森 建司

令和 年 月 日

「削減」の場合は(2) それ以外は(1)に丸をする
 二 地方整備局長 北海道開発局長 東京都知事 殿

区 分 項番 6 1 3 1 新規許可 2. 専任技術者の担当業種 3. 専任技術 4. 専任技術者の交 5. 専任技術者が置かれ 等 又は有資格区分の変更 者の追加 替に伴う削除 る営業所のみの変更

「該当する方を記入」 大臣→00 都知事→13 東京都 知事 大臣 国土交通大臣 東京都知事

許可番号 6 2 1 3 複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち、最も古い許可日を記入 した、右詰めで記入し、左余白は必ず「0」で埋める

許可年月日 平成 30 年 04 月 30 日

②技術者欄の記載例 ※1枚につき3名まで記載可能

※専任技術者の交代パターンに応じた、証明書作成の具体的な組み合わせ例についてP86参照

○専任技術者を交代する場合で、追加する方の技術者（後任者）について

姓の最初から2字記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする。フリガナ ジョウ シンジ 姓と名の間は1カラム空ける。 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 6 3 ジョウ シンジ 生年月日 15 3 3 年 09 月 01 日

この技術者が今後担当する業種のみ記入
 今後担当する建設工事の種類 6 7 建設業の種類 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

現在担当している建設工事の種類 6 7 建設業の種類 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

有資格区分 6 5 3 7 建設業の種類 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

変更、追加、削除の年月日 令和 元年 11 月 30 日

専任技術者の住所 埼玉県浦和市〇〇3-15

営業所の名称 (旧所属) 営業所の名称 (新所属) 本社

氏名について、国家資格等、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記入。実務経験のみの場合は住民票の字(ただし、経営業務の管理責任者を兼ねている場合で登記されていれば、その登記簿謄本の字)で記入

P58～59の「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」P62～65・70の「資格・免許及びコード番号表」を参考に、該当する番号を記入 ※専任技術者一覧表(P27)と同じ番号となります

実際に専任技術者の変更等を行った日を記入

住民票と住所が異なる場合は2段書きで記入(P47参照)

新所属のみ記入

(注)「後任者」と「前任者」で別々に証明書を作成してください(項番61の内容が異なるため)。

○専任技術者を交代する場合で、削除する方の技術者（前任者）について

姓の最初から2字記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする。フリガナ ハラ 原田 姓と名の間は1カラム空ける。 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 6 3 ハラ 原田 生年月日 15 2 4 年 05 月 20 日

この技術者が変更時点で担当していた業種について記入
 今後担当する建設工事の種類 6 4 建設業の種類 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

現在担当している建設工事の種類 6 4 建設業の種類 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

有資格区分 6 5 0 2 建設業の種類 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

変更、追加、削除の年月日 令和 元年 11 月 30 日

専任技術者の住所 東京都港区〇〇2-4-4

営業所の名称 (旧所属) 営業所の名称 (新所属) 本社

氏名について、国家資格等、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記入。実務経験のみの場合は住民票の字(ただし、経営業務の管理責任者を兼ねている場合で登記されていれば、その登記簿謄本の字)で記入

P58～59の「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」P62～65・70の「資格・免許及びコード番号表」を参考に、該当する番号を記入 ※専任技術者一覧表(P27)と同じ番号となります

実際に専任技術者の変更等を行った日を記入

住民票と住所が異なる場合は2段書きで記入(P47参照)

旧所属のみ記入

(注)「後任者」がない場合は、本様式ではなく、様式第二十二号の三(届出書)を使用してください(P89)。また、この場合は「一部廃業(P77参照)」か「営業所の廃止/業種廃止」の届出も同時に必要となります。

○専任技術者を担当業種又は有資格区分を変更する場合

姓の最初から2字記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする。		フリガナ	(フリガナ)	姓と名の間は1カラム空ける。		元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	6	3	トウ	東京	太郎	生年月日
「今後担当する建設工事の種類」及び「現在担当している建設工事の種類」の両方記入	6	4	7	15		
今後担当する建設工事の種類	6	4	7	20		
現在担当している建設工事の種類	6	4	7	25		
その担当区分又は有資格区分に変更した日を記入	6	5	1	3	3	4
有資格区分	6	5	1	3	3	4
変更、追加又は削除の年月日	令和 元年 11月 30日					
専任技術者の住所	東京都新宿区〇〇××					
営業所の名称 (旧所属)						本社
営業所の名称 (新所属)						本社

変更後の有資格区分について、P58～59の「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」P62～65・70の「資格・免許及びコード番号表」を参考に、該当する番号を記入
※専任技術者一覧表 (P27) と同じ番号となります

現在担当している業種のある専任技術者であるため、新所属と旧所属の両方に記載

住民票と住所が異なる場合は2段書きで記入 (P47参照)

既に他の業種の専任技術者となっている者を、他の許可業種の専任技術者とする場合でも、この技術者の〔今後担当する建設工事の種類〕〔有資格区分〕の欄には「現在担当している業種」と「今後担当する業種」及びそれに係る資格を記入する必要があります。ただし、この場合の資格を証する書面 (修業 (卒業) 証明書・資格認定証明書・実務経験証明書・指導監督の実務経験証明書等) の添付は、「今後担当する業種」の分を添付してください (資格証等の場合、原本確認が必要)。

○専任技術者が置かれている営業所のみを変更する場合

姓の最初から2字記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする。		フリガナ	(フリガナ)	姓と名の間は1カラム空ける。		元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	6	3	ケン	建設	花子	生年月日
専任となっている業種の資格コードのみを記入し、他に資格があっても記入しない。	6	4	4	15		
今後担当する建設工事の種類	6	4	4	20		
現在担当している建設工事の種類	6	4	4	25		
担当する営業所が変更した日を記入	6	5	0	2	0	2
有資格区分	6	5	0	2	0	2
変更、追加又は削除の年月日	令和 元年 11月 30日					
専任技術者の住所	東京都渋谷区〇〇××					
営業所の名称 (旧所属)						中野営業所
営業所の名称 (新所属)						足立営業所

区分5の届出の場合は、この部分のみが変更となる

住民票と住所が異なる場合は2段書きで記入 (P47参照)

※共通の注意事項

(注1) P86の作成具体例・留意事項を必ず御覧ください。

(注2) 専任技術者の証明には、本様式の他に確認資料 (P87参照) も必要となります。

(注3) 以下の資格については、実務経験証明書 (P36参照) の添付が必要です。

「第2種電気工事士」	——	免状交付後〔3年〕
「電気主任技術者」	——	免状交付後〔5年〕
「電気通信主任技術者」	——	資格者証交付後〔5年〕
「地すべり防止工事士」	——	登録後〔1年〕
「建築設備士」	——	資格取得後〔1年〕
「1級計装士」	——	合格後〔1年〕
「給水装置工事主任技術者」	——	免状交付後〔1年〕
「技能検定2級合格者」	——	合格後〔3年〕 (平成15年3月31日以前は〔1年〕)

(注4) 特定建設業では、指定建設業〔(土) (建) (電) (管) (鋼) (舗) (園)〕の専任技術者に登録できる者は〔国家資格1級〕又は〔大臣特認〕の者のみです (P11 (2) カ参照)。

※実務経験のみの者は不可

(5) 専任技術者証明書（変更）等の作成具体例

許可を受けている業種について、現在の専任技術者を、新たな者に交代する場合			
交代パターン		専任技術者（様式8号）の作成枚数	
例①	Aさん（建）（内） → Bさん（建）（内）	Aさん ⇒ 「4」 : 交代に伴う削除 … 1枚 Bさん ⇒ 「3」 : 交代に伴う追加 … 1枚	計 2枚
例②	Aさん（建）（内） → Bさん（建） Cさん（内）	Aさん ⇒ 「4」 : 交代に伴う削除 … 1枚 Bさん ⇒ 「3」 : 交代に伴う追加 … 1枚 Cさん ⇒ 「3」 : 交代に伴う追加 … 1枚	計 2枚
例③	Bさん（建） Cさん（内） → Aさん（建）（内）	Aさん ⇒ 「3」 : 交代に伴う追加 … 1枚 Bさん ⇒ 「4」 : 交代に伴う削除 … 1枚 Cさん ⇒ 「4」 : 交代に伴う削除 … 1枚	計 2枚
許可を受けている建設業について現在証明されている専任技術者の有資格区分に変更があった場合			
交代パターン		専任技術者（様式8号）の作成枚数	
例④	Aさん（建）（内） → Aさん（建）（内） 〔2級建築士〕 〔1級建築士〕	Aさん ⇒ 「2」 : 資格区分の変更 1枚	計 1枚
許可を受けている建設業について現在証明されている専任技術者の担当業種に変更があった場合			
交代パターン		専任技術者（様式8号）の作成枚数	
例⑤	Aさん（建） → Aさん（建）（内） Bさん（内）	Aさん ⇒ 「2」 : 担当業種の変更 … 1枚 Bさん ⇒ 「4」 : 交代に伴う削除 … 1枚	計 2枚
例⑥	Aさん（建）（内） → Aさん（建） Bさん（内）	Aさん ⇒ 「2」 : 担当業種の変更 … 1枚 Bさん ⇒ 「3」 : 交代に伴う追加 … 1枚	計 2枚
婚姻等により、氏名に変更があった場合 ※同一人物ですが、交代と同様に取り扱います			
交代パターン		専任技術者（様式8号）の作成枚数	
例⑦	東京 花子 → 新宿 花子 〔変更前の氏名〕 〔変更後の氏名〕	東京 花子 ⇒ 「4」 : 交代に伴う削除 … 1枚 新宿 花子 ⇒ 「3」 : 交代に伴う追加 … 1枚	計 2枚
許可を受けている建設業について現在証明されている専任技術者が置かれる営業所のみに変更があった場合			
交代パターン		専任技術者（様式8号）の作成枚数	
例⑧	【本社】 Aさん（建）（内） → 【本社】 Cさん（建）（内） 【甲営業所】 Bさん（建）（内） → 【甲営業所】 Aさん（建）（内）	Aさん ⇒ 「5」 : 営業所のみ変更 … 1枚 Bさん ⇒ 「4」 : 交代に伴う削除 … 1枚 Cさん ⇒ 「3」 : 交代に伴う追加 … 1枚	計 3枚
営業所の業種廃止があった場合（一部廃業の場合も同様）			
交代パターン		専任技術者（様式8号）の作成枚数	
例⑨	【甲営業所】 Aさん（建）（内） → 【甲営業所】 Aさん（建）	Aさん ⇒ 「2」 : 担当業種の変更 1枚	計 1枚
例⑩	【甲営業所】 Aさん（建）（内） → 【甲営業所】 Bさん（建）	Aさん ⇒ 「4」 : 交代に伴う削除 … 1枚 Bさん ⇒ 「3」 : 交代に伴う追加 … 1枚	計 2枚
例⑪	【甲営業所】 Aさん（建） → Aさん（建） Bさん（内）	Aさん ⇒ 処理不要 … 0枚 Bさん ⇒ 届出書（様式22の3号） … 0枚	計 0枚
例⑫	【甲営業所】 Aさん（建） → Aさん（建）（と） Bさん（と）（内）	Aさん ⇒ 「2」 : 担当業種の変更 … 1枚 Bさん ⇒ 「4」 : 交代に伴う削除 … 1枚	計 2枚

※Bさんにつき、後任者がいないため、様式8号は使用しない

※Bさんにつき、Aさんが後任者となるため、様式8号を使用する

■作成上の留意事項

- 専任技術者証明書（変更）は、項番□□欄の区別ごとに別葉で作成してください。項番□□欄の該当区分については、P87の作成具体例を御覧ください。
- 項番□□欄「4」（交替に伴う削除）の該当となる者を届け出る場合は、新たに専任の技術者となる者を項番□□欄「2」（担当業種又は有資格区分の変更）又は項番□□欄「3」（専任技術者の追加）に該当する者として、同時に届け出ることが必要となります。
- 許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止等に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書（様式第二十二号の三）を用いて届け出ることとなります。
- 届出書（様式第二十二号の三）で削除した専任技術者が、同一許可業者に残る場合は、国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第十一号の二）の提出が必要です。逆に、同一許可業者において、国家資格者等・監理技術者一覧表で登録されていた者が専任技術者となる場合、国家資格者等・監理技術者一覧表の届出は必要ありません（自動的に削除となるため）。

※確認資料は「申請書類」と「別とじ」とは分けて提出してください。(P21参照)

専任技術者の確認資料	
変 更 後 の 者	チェック欄 ☐ 【現在の常勤を確認するもの】 1 住民票（抄本で可。マイナンバーの記載のない発行後3か月以内のもの。本籍地の記載不要） 遠隔地（通勤時間がおおむね片道2時間以上）の場合は、更に確認資料が必要です。 現住所が住民票と異なる場合は、現住所が確認できる資料も必要です。 ☐ 2 健康保険被保険者証の写し（社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証） ☐ 3 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤を確認するため、2に加えて以下の順でいずれかの資料が必要です。なお、必要に応じ補充資料を求める場合があります。 ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し <u>（原本提示）</u> イ 住民税特別徴収税額通知書（徴収義務者用）の写し <u>（原本提示）</u> ウ 確定申告書 法人（役員に限る）では、表紙と役員報酬明細の写し <u>（原本提示）</u> （受付印押印のもの） 個人においては、第一表と第二表の写し <u>（原本提示）</u> ※さらに、その他の書類も併せて提出していただくことがあります。 エ その他、常勤が確認できるもの（例：工事台帳や日報等毎日業務していることが分かるもの） なお、出向の場合は別途確認資料が必要です。個別に相談してください。 【技術者としての要件を確認するもの】 ☐ 4 法第7条又は15条の第2号イ、ロ又はハの要件を証明するもの ア 技術者の要件が国家資格者等の場合は、その合格証、免許証の写し <u>（原本提示）</u> イ 技術者の要件が監理技術者資格者証を有する場合は、監理技術者資格者証の写し <u>（原本提示）</u> ウ 技術者の要件が大臣特認の場合は、その認定証の写し <u>（原本提示）</u> エ 技術者の要件が実務経験の場合は（様式第九号の記入方法はP36を参照） ① 実務経験の内容を確認できるものとして、次のいずれか ・証明者が建設業許可を有している（いた）場合……建設業許可申請書及び変更届出書の写し <u>（原本提示）</u>（P49 注3） ・証明者が建設業許可を有していない場合……業種内容が明確に分かる工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し <u>（期間通年分の原本提示）</u>（P49 注2） ※請求書、押印のない工事請書、原本が電子データやFAXで送付された注文書等には、 入金が確認できる資料 <u>（原本提示）</u> が必要です（その際、請求書と入金確認資料の写しををセットにしてお持ちください）。 ②実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか ・健康保険被保険者証の写し（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。） ・厚生年金被保険者記録照会回答票（事業所名が記載されていること。） ・住民税特別徴収税額通知書の写し <u>（期間分ー原本提示）</u> ・確定申告書 { 法人（役員に限る。）では、表紙と役員報酬明細の写し <u>（期間分ー原本提示）</u> （受付印押印のもの） 個人においては、第一表と第二表の写し <u>（期間分ー原本提示）</u> ・その他（出向等の場合は個別に相談してください） オ 指導監督的実務経験の場合は、P50の確認資料参照 （様式第十号の記入方法はP37を参照）
変 更 前 の 者	変更後の者と変更前の者との間で、その在職が継続されていなければなりません。変更時点での常勤性を証明するものとして以下のものが必要です。 ☐ 1 変更前の者が在職していれば、健康保険被保険者証の写し（社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証）。変更前の者が退職等していれば、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の写し（国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証の場合はその写し） ☐ 2 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤を確認するため、1に加えて上記の3のア～エの順でいずれかの資料が必要となります。 なお、出向の場合は別途確認資料が必要です。個別に相談してください。

(6) 国家資格者等・監理技術者一覧表（変更・追加・削除）

許可を受けようとする（受けている）建設業の種類に関わりなく、専任技術者以外で常勤の技術者のうち、下記の者について記入してください。

ア P62～65・70の資格を有する者（法第7条第2号ハ、法第15条第2号イ）

イ 特定建設業（**指定建設業を除く**）で指導監督の実務経験を有する者（法第15条第2号ロ）

ウ 特定建設業で大臣特認を受けた者（法第15条第2号ハ）

ただし、イ及びウについては、特定建設業を受けようとする者又は受けている者に限り記入します。

旧様式で主任技術者として提出している者は、同じ内容について再度提出する必要はありません。

①共通部分の記載例

様式第十一号の二（第四条、第十条関係）

(用紙A4)

00007

国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）

(1) 国家資格者等及び監理技術者（監理技術者は、建設業の種類に関わりなく、専任技術者以外で常勤の技術者のうち、下記の者について記入してください。）

(2) 下記のとおり、

「3」：既に提出している一覧表（旧様式で主任技術者として提出していた者も含む。）の技術者の資格を変更、追加する場合
「4」：「区分2」の場合を除き既提出分の一覧表に記載した技術者に加えて新たに技術者を追加する場合
「5」：同一法人内で国家資格者等・監理技術者が専任技術者になる場合は、削除は不要

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印

令和 年 月 日

申請者 東京都新宿区西新宿2-8-17
届出者 東京建工株式会社
代表取締役 大森 建司

区 分 項番 7 1

大臣コード

許可番号 7 2 1 3

1. 新規許可又は許可換え 2. 一般建設業の許可のみ→特定建設業の許可を申請 3. 有資格区分等の変更 4. 技術者の追加 5. 技術者の削除

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち、最も古い許可日を記入
また、右詰めで記入し、左余白は必ず「0」で埋める

国土交通大臣 許可（特 3 0）第 0 9 9 9 9 9 号 平成 3 0 年 0 4 月 3 0 日

②技術者欄の記載例 ※1枚につき4名まで記載可能

○技術者を追加・削除、または既に登録している技術者の資格を追加・変更する場合

姓の最初から2字記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする。

項番 フリガナ (フリガナ) ヨシダ ヨシヒト 姓と名の間は1カラム空ける。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 7 3 ヨ シ 吉 田 義 人 15 3 5 年 0 8 月 1 7 日

今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）

既提出の一覧表における建設工事の種類

P62～65・70資格のみの者は記入不要

有資格区分 7 5 3 7 5 5 6 8

氏名について、国家資格等、卒業資格がある場合は、**資格認定証明書、卒業証明書の字で記入**。
実務経験のみの場合は住民票の字（ただし、経営業務の管理責任者を兼ねている場合で登記されていれば、その登記簿謄本の字）で記入

P58～59の「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」を参考に、該当する番号を記入
※今回追加する資格のみではなく、既に登録している資格も全て記入する。
ただし「2級〇〇→1級〇〇」の場合は、1級の資格のみを記入する。

※項番 7 1 の区分は、技術者を追加する場合は「4：技術者の追加」、技術者の削除の場合は「5：技術者の削除」
既に登録されている技術者の資格を追加・変更する場合は「3：有資格区分等の変更」となる。

○一般建設業の技術者を指導監督の実務経験によって特定建設業の技術者とする場合

姓の最初から2字記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする。

項番 フリガナ (フリガナ) ジョウ カズヨシ 姓と名の間は1カラム空ける。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 7 3 ジ ヨ 城 知 良 15 2 0 年 0 2 月 2 7 日

「区分5（技術者の削除）」の場合を除き、指導監督の実務経験の者、大臣特認の者はP59の「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」P62～65・70の「資格・免許及びコード番号表」を参考に、該当する番号を記入

氏名について、国家資格等、卒業資格がある場合は、**資格認定証明書、卒業証明書の字で記入**。
実務経験のみの場合は住民票の字（ただし、経営業務の管理責任者を兼ねている場合で登記されていれば、その登記簿謄本の字）で記入

P58～59の「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」を参考に、該当する番号を記入
※今回追加する資格のみではなく、既に登録している資格も全て記入する。
ただし「2級〇〇→1級〇〇」の場合は、1級の資格のみを記入する。

※項番 7 1 の区分は、既に一般建設業の技術者として登録されている技術者の場合は「3：有資格区分等の変更」、新たに特定の技術者として追加・削除する場合は「4：技術者の追加」「5：技術者の削除」となる。

○指導監督的実務経験によって技術者の担当する建設工事の種類を追加する場合

姓の最初から2字記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする。 「区分5（技術者の削除）」の場合を除き、指導監督的実務経験の者、大臣特認の者はP59の「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」P62～65・70の「資格・免許及びコード番号表」を参考に、該当する番号を記入	項番 フリガナ (フリガナ) ヤマザキ ヒロシ ヤ マ 山 崎 裕 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	姓と名の間は1カラム空ける。 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 S 4 0 年 0 1 月 2 0 日
P58～59の「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」を参考に、該当する番号を記入 ※今回追加する資格のみではなく、既に登録している資格も全て記入する。 ただし「2級〇〇→1級〇〇」の場合は、1級の資格のみを記入する。	有 資 格 区 分 7 5 0 1	氏名について、国家資格等、卒業資格がある場合は、 資格認定証明書、卒業証明書の字で記入 。 実務経験のみの場合は住民票の字（ただし、経営業務の管理責任者を兼ねている場合で登記されていれば、その登記簿謄本の字）で記入

※項番 7 1 の区分は、既に登録されている技術者の場合は「3：有資格区分等の変更」、技術者を削除する場合は「5：技術者の削除」となる。

（注1）確認資料としてP48、コード番号はP58～59、62～65、70を参照してください。

（注2）実務経験が必要な資格については、実務経験証明書・指導監督的実務経験書等も併せて添付してください。

（注3）婚姻等により氏名の変更があった場合は、「区分5」で変更前の氏名を削除し、「区分4」で変更後の氏名を追加してください。

(7) 届出書

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

(用紙A4) 0 0 0 0 8

届 出 書

P62～65・70資格のみの者は記入不要

下記のとおり、

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
- (2) 経営業務の管理責任者を削除した
- (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
- (4) 専任の技術者を削除した
- (5) 欠格要件に該当するに至った

ので届出をします。

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印

令和 年 月 日

東京都新宿区西新宿2-8-17
東京建工株式会社
代表取締役 大森 建司

二地方整備局長
北海道開発局長
東京都 知事 殿

届 出 者 東京建工株式会社

許可番号 東京都 知事 項番 5 1

許可年月日 平成 令和 年 月 日

複数の許可を受けている場合は、現在有効許可日のうち、最も古い許可日を記入。また、右詰めで記入し、左空白は必ず「0」で埋める。

許可 (一般 特 第 号

該当するものに○を付ける。

氏 名 東京都 知事 項番 5 2

氏 名 東京都 知事 項番 5 3

営業所の名称 東京建工株式会社

建設工事の種類 (土) (園)

(中略)

(5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

（注1）専任技術者の後任者がいる場合は、様式第八号を使用します。

（注2）後任者が不在の場合に当様式を使用します。

（注3）同時に「別紙四 専任技術者一覧表」（P27）、「変更届出書」（P78～79）を提出してください。

(8) 変更届出書（別紙8）

提出が遅れた決算変更届を、複数年度分をまとめて1冊にとじ込んで提出することはできません。

別紙 8
(用紙 A 4)

変 更 届 出 書

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち、最も古い許可日を記入

許可年月日

許可番号

法人番号

令和 年 月 日

平成 年 月 日

許可 (一般 特) 第 号

国土交通大臣 東京都 知事

関東地方整備局長
東京都 知事

殿

届出者

所在地
商号又は名称
代表者氏名

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで) が終了したので、

不要な方を消す

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印

印

事業年度 (第 期

特例有限会社を除く株式会社の場合のみ提出する。

資本金が1億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付する。

記

(1) (2) (3) (4) 必ず提出

(5) (6) (7) (8) (9) 該当するものを提出

(10) (11) (12) (13) 事業年度内に変更があった場合のみ、期末の状況を提出する

(14) 事業年度内に変更があった場合のみ、届出時点の状況を提出する

(1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (4) 株主資本等変動計算書及び注記表

(5) 事業報告書 (6) 附属明細表 (7) 法人税納付済額証明書 (8) 所得税納付済額証明書 (9) 事業税納付済額証明書

(10) 使用人数 (11) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (12) 国家資格者等・監理技術者一覧表 (13) 定款 (14) 健康保険等の加入状況

(7) (8) は大臣許可・法人の場合のみ

(9) は知事許可のみ

記載要領

- 「関東地方整備局長 東京都 知事」 「国土交通大臣 東京都 知事」 については、不要のものを消すこと。
- (1) から (14) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

(注) 決算変更届の提出後、内容に訂正が生じた場合は、決算訂正の変更届 (P91) を提出してください。既に提出した変更届を書き換えることはできません。

【工事経歴書を訂正する場合】

- ・ P28の様式を使用して、新たに作成して添付してください。

【直前3年の各事業年度における工事施工金額を訂正する場合】

- ・ P30の様式を使用して、新たに作成して添付してください。

【財務諸表を訂正する場合】

- ・ 既に提出した財務諸表の、訂正しようとするページをコピーした上で、訂正する数値を見え消しで記載してください (P41～44参照)。

(9) 変更届出書（別紙 8）の訂正について

コピーして使用できます。提出する用紙はA 4 版です。

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印する。
代理申請の場合は、訂正の届出であっても必ず委任状を添付すること。

(用紙A4)

変更届出書(別紙8)の訂正について

(令和 年 月 日)

関東地方整備局長
東京都知事 殿

(許可年月日)

平成 年 月 日
令和

(許可番号) 国土交通大臣 許可 (ー) 第 号
東京都知事

所在地

(建設業者) 商号又は名称

代表者氏名 印

事業年度(第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで)の
変更届出書の下記の書類について訂正します。

記

＊該当する項目に○を付ける。

- (1) 工事経歴書
- (2) 直前3年の各事業年度における工事施工金額
- (3) 財務諸表

	訂正箇所(ページ)	枚 数
貸借対照表		枚
損益計算書		枚
株主資本等変動 計算書及び注記表 (法人のみ)		枚
		計 枚